

国際関連情報 国際会議等

2019年 AICPA 年次全国大会報告

ASBJ アシスタント・ディレクター **しまだ 島田** **ようこ 謡子**
 ASBJ 専門研究員 **まきの 牧野** **めぐみ**



I. はじめに

米国公認会計士協会（AICPA）の年次全国大会—最近の米国証券取引委員会（SEC）及び公開会社会計監督委員会（PCAOB）の動向—が、2019年12月9日から11日にかけての3日間、米国ワシントンDCにて開催され（ニューヨークにも同時中継）、SECやPCAOB、米国財務会計基準審議会（FASB）、国際会計基準審議会（IASB）などからの出席者により、会計基準の動向をはじめとする彼らの見解や監査及び財務報告に関する最近の論点等について発表ないし討議が行われた。当委員会からは、2名（筆者）が参加した。

本稿では、本年次全国大会の主要なセッションのうち、特に会計基準に関連する部分に焦点をあてつつ、概要についてご紹介させていただく。なお、文中の各スピーカーの意見及び筆者の意見にわたる部分は、各人の私見であり所属する団体・組織の正式見解ではないことを申し添える。

II. 主要なセッションの概要報告

2019年12月9日（月）（第一日目）

1. AICPA 副会長による講演

（スピーカー：AICPA 副会長 Tracey Golden 氏）

冒頭、会計士を取り巻く環境に劇的な技術革新が起きており、プロフェッショナルとして、将来の変革に主体的に取り組む必要があることが説明された。CPAの提供するサービスが変化する可能性はあるものの、誠実性をもって専門的なサービスを提供するという職業専門家としての在り方は変わらないこと、AICPAでは公共の利益を保護し、監査の品質を向上させる取組みを引き続き行っていくことが述べられた。

また、変化する環境に対応するための様々な取組みとして、サイバー・セキュリティ、ブロック・チェーン（暗号資産）に対するAICPAの対応について説明がなされた。また、企業の無形の価値の評価に対する関心が高まっており、サステナビリティ報告書、統合報告書等に対する保証業務の重要性が増加しているとの報告がなされた。

最後に、新たな時代に対応できる人材を確保するためのAICPAの取組みとして、試験制度の改革や教育への働きかけが紹介された。

2. SEC 委員長と SEC 主任会計官との対談及び主任会計官室（OCA）の取組み

（スピーカー：SEC 委員長 Jay Clayton 氏及び SEC 主任会計官 Sagar Teotia 氏他）

まずは、SEC 委員長の Jay Clayton 氏と SEC 主任会計官の Sagar Teotia 氏により、SEC における 2019 年の成果と 2020 年の優先事項について対談が行われた。冒頭、Clayton 委員長により、高品質な財務報告は、SEC の制度の基盤であるとの見解が示されたうえで、投資家保護、公平で秩序ある効率的な市場の維持及び資本形成の支援という SEC のミッションを実行するのに役立つよう、SEC 規則制定の見直しを行っていることが説明された。以下では、対談で取り上げられた論点のうち、Non-GAAP 財務指標、米国外における事業の対応、金利指標改革の論点の概要をご紹介します。

(1) Non-GAAP 財務指標

Clayton 委員長及び Teotia 主任会計官から、SEC スタッフは、引き続き Non-GAAP 財務指標にも焦点をあてており、企業が Non-GAAP 財務指標の報告にも責任を有するという点が強調された。特に、期間ごとの比較可能性、首尾一貫性や、計算方法の明確化及び Non-GAAP

財務指標に対する強固な内部統制の確立を重視していくこと等が説明された。

(2) 米国外における事業の対応

Clayton 委員長から、米国外の企業や米国外で重要な事業を行っている米国企業に対し、投資家は重要なリスクにさらされているため、米国外において、首尾一貫した財務報告や外部監査が行われることの重要性が強調された。これに対し、Teotia 主任会計官からも、SEC において、国際的な論点について最優先事項として時間を割いて取り組んでいるとの説明がなされた。

(3) 金利指標改革

Clayton 委員長及び Teotia 主任会計官から、全世界で幅広く利用されている金利指標の変更には幅広い影響が生じる可能性があり、金利指標改革に伴うリスク及び複雑性に関して注意喚起がなされた。そのうえで、金利指標改革に伴う混乱を回避するために、企業は金利指標改革から生じるリスクを評価し、できる限り早期に対応する必要があるとの見解が示された。

Clayton 委員長及び Teotia 主任会計官との対談後、OCA スタッフから収益、リース及び金融商品の減損等の主要な新基準の適用に対する最近の SEC の取組みについて説明がなされ、SEC が引き続き企業の対応に注視していることが示された。個別の論点に関する SEC スタッフの見解については、後述する「3. SEC の OCA の最近のプロジェクト」を参照のこと。

3. SEC の OCA の最近のプロジェクト

主要な新基準（収益認識、リース、信用損失）や新たな課題である金利指標改革等に関連して寄せられた論点に対して、OCA の各ス

スタッフからの見解が示された。主な内容は、次のとおりである。

(1) 収益認識

収益認識に関して、最も多く寄せられたトピックとして次の2つの論点が紹介された。

① 履行義務の識別

「区分して識別可能」かどうかの評価の目的は、財又はサービスを顧客に移転する約束が、契約の観点において、財又はサービスのそれぞれを個々に移転することなのか、その約束した財又はサービスをインプットとした結合後の項目を移転することなのかを判定することである。顧客に「ソリューション」を提供しているという理由のみで、単一の履行義務であるとする主張が聞かれることがあるが、単に財又はサービスが顧客に提供される名称に言及するのではなく、Topic 606「顧客との契約から生じる収益」（以下「Topic 606」という。）のガイダンスに基づく分析を提供することにより、企業の結論を支持することが重要であることが強調された。履行義務の識別に関しては、結論の根拠に示されるように、個々の約束した財又はサービスの合計よりも大きい又は実質的に異なる結合後の項目をもたらすかどうかを考慮することが多くの場合に有効であるとするOCAスタッフの見解が示された。

OCAは、当初のソフトウェア・ライセンスと継続的なソフトウェア・アップデートが単一の履行義務かどうかの照会を受けた。頻繁なアップデートが必要であり、アップデートがなければ、ライセンスから便益を得る顧客の能力は、契約期間全体にわたって大幅に制限されるという事実が主要な要因として識別された。OCAスタッフは、ライセンスとアップデートの結合後のアウトプットは、ライセンスとアップデートの個々の約束と「実質的に異なる」ものであるため、個々の約束は、顧客への単一の

約束を履行するためのインプットであり、結合後のアウトプットが単一の履行義務であると考え、登録企業の結論に異論を唱えなかった。

② 本人か代理人かの検討

企業が本人か代理人かの検討は、顧客へのサービスの提供に関しては、特に困難となり得る。OCAは、顧客へのサービスの提供に他の当事者が関与している場合に、登録企業が本人であるか代理人であるかについて照会を受けた。顧客との契約では、他の当事者がサービスの一部を提供することが定められている。登録企業は、他の当事者が提供するサービスの登録企業による提供を法的に禁止されているが、他の当事者を選択する能力を有し、他の当事者が登録企業の代理として実行するサービスの範囲を定義し、他の当事者を指図し、登録企業のためにサービスを提供させる能力を有する。これらの事実から、OCAスタッフは、登録企業がサービスを顧客に移転する前に支配しており、登録企業が取引における本人であるため収益を総額で認識すべきであるとする登録企業の結論に異議を唱えなかった。

(2) リース

① 貸手による回収可能性の評価

Topic 842「リース」（以下「Topic 842」という。）は、リースの開始日に、貸手にリース料の回収可能性の評価を要求し、販売型リースにおいては、回収の可能性が高くない（not probable）場合、純損益の認識が繰り延べられる。登録企業は、過去に高い滞納率と債務不履行を経験していた。しかし、登録企業は、顧客がリース開始日に信用評価に合格しており、また、債務不履行の過去の経験は、一般的にリース開始日以降の借手の状況の変化によるものであると主張し、リース開始日におけるリース料の回収可能性が高いと結論づけた。OCAスタッフは、リース料の回収可能性に関しては、

企業による借手の信用評価及び類似の借手からの回収の経験を含めて、「すべての要因」を考慮して分析すべきであり、回収可能性に関して十分な基礎が提供されていないとして、登録企業の見解に異議を唱えた。

② セール・アンド・リースバック取引における支配の移転

OCAは、セール・アンド・リースバック取引における支配の移転に関して照会を受けた。登録企業は、資産を変動持分事業体(VIE)に譲渡し、対価としてVIEのエクイティ持分のすべてを取得した。VIEは、当該資産を第三者にリースし、第三者はそれらの資産の一部を登録企業にリース・バックした。第三者は、リース期間の終了時に原資産を取得する実質的な固定価格の購入オプションを取得する。登録企業は、(1)第三者は、リース契約を通じて、原資産の便益を得ており、(2)購入オプションを有することにより他の当事者がリース資産からの便益を得る能力を妨げることから、第三者がリース資産の支配を獲得したと結論づけた。OCAスタッフは、第三者が資産の支配を獲得したとする結論に異議を唱えた。OCAスタッフは、購入オプションが行使されなかった場合、登録企業は、VIEに対する支配的な財務持分を取り戻すため、支配は移転していないと考えた。OCAスタッフは、他の当事者による使用の指図と便益の獲得を妨げる能力は、それ単独では支配を確立するものではないことに留意した。

(3) 現在予想信用損失

OCAは、借手に代わって融資者が支払う可能性があるコストを、割引キャッシュ・フローを用いた予想信用損失の測定に含めるべきかどうかについて照会を受けた。OCAスタッフは、(1)登録企業は当該コストの支払について、無条件の契約上の義務を負っておらず、(2)割引

キャッシュ・フローに関するガイダンスは、どのキャッシュ・フローを現在価値の計算に含めるべきかを特定しておらず、(3)当該コストは、売却コストの定義を満たさず、償却原価の一部ではないことから、コストから生じる潜在的な将来の貸付金を予想信用損失の測定に含めるべきではないという登録企業の結論に異議を唱えなかった。

(4) 金利指標改革

昨年のAICPA年次全国大会において、OCAスタッフは、ロンドン銀行間取引金利(LIBOR)の公表停止がキャッシュ・フロー・ヘッジ会計に与える影響について言及した。具体的には、LIBORの停止後において、ヘッジされた予定取引(LIBORベースの支払利息)が発生する可能性が高いとする企業の主張に対するスタッフの見解が共有された。また、キャッシュ・フロー・ヘッジにおけるヘッジの有効性の評価に関する見解も共有された。FASBの金利指標改革に関する会計基準の適用前の段階においては、これらの見解が有用となる可能性について言及された。

OCAは、LIBORの停止の結果として行われる優先株式の修正の会計処理について照会を受けた。現行の米国会計基準においては、優先株式の修正の会計処理について明確なガイダンスは提供されておらず、OCAスタッフは以前、当該修正が変更か消滅かを判断するために、複数の認め得るアプローチが存在することを確認していた。登録企業は、質的アプローチを会計方針として選択しており、LIBORに関連する修正のビジネス目的と修正が投資家の意思決定に与える影響を検討した。当該修正は重要ではないため、修正を優先株式の変更として扱うとする登録企業の結論にOCAスタッフは異議を唱えなかった。

本修正に関して、修正日に会計処理が必要か

どうかについても議論された。OCA スタッフは以前、優先株式の変更の会計処理に関して、資本に分類される株式報酬の変更を取り扱う Subtopic 718-20 のガイダンスの類推を許容している。当該ガイダンスを適用する場合、修正の結果による修正後の金融商品の公正価値の増加を認識する必要がある。契約修正のビジネス上の目的は、LIBOR の代替金利への置き換えのみであるため、修正が公正価値で交渉されたとする登録企業の評価に OCA スタッフは異議を唱えなかった。結果として、公正価値変動の認識は行われない。

(5) 持分法の適用

OCA は、有限責任会社 (LLC) への投資に持分法を適用すべきかどうかに関して照会を受けた。持分法の適用に関する閾値は、投資先の性質により異なる。例えば、企業に対する投資に関しては、20% 以上の議決権の保有は、重要な影響力を有していると推定される。SEC スタッフは、LLC への投資に関しては、投資者の持分が極めて限定的であるために、投資者がパートナーシップの運営及び財務方針に対して、「実質的に影響を及ぼさない」場合を除き、持分法が適用されるべきであり、3 から 5% を超える投資は、限定的とはいえないとしている。登録企業は、投資の性質と意図が受動的であるため、その所有の形式にかかわらず、重要な影響力に関する評価がより適切であると考えた。登録企業は、重要な影響力を有しないため、持分法は適用されないと結論づけた。OCA スタッフは、リミテッド・パートナーシップへの投資に対する持分法の適用に関して、長年取り続けた見解が適用されるべきであり、登録企業が「実質的に影響を及ぼさない」とはいえず、それを超える影響力を有するとして、登録企業の見解に異議を唱えた。

(6) VIE の連結

OCA は、VIE の主たる受益者の決定（すなわち、VIE を連結するかどうかの決定）に関する照会を受けた。OCA スタッフは、VIE の経済的パフォーマンスに最も重大な影響を与える活動を指図するパワーを有する者の識別は、VIE の目的と設計、及び設計された変動性に関して慎重な評価が要求される判断のエリアである点を強調した。

4. IASB 副議長による講演

(スピーカー：IASB 副議長 Sue Lloyd 氏)

IASB の Sue Lloyd 副議長から、冒頭、過去 20 年は国際的に IFRS の導入が進められたこと、また直近 10 年間は主要な会計基準の改訂を行うなど、IASB にとって重要な期間であったことに触れたうえで、今後の優先プロジェクトは、アジェンダ協議を通じて、2020 年末までに検討するとの説明がなされた。

そのうえで、現在取り組んでおり、短期的に優先するプロジェクトとして、(1)基本財務諸表プロジェクト及び(2)経営者による説明のプロジェクトが上げられた。また、最後に、首尾一貫した IFRS の適用を支援するための IFRS 解釈指針委員会の取組みについて説明がなされた。主な内容は、次のとおりである。

(1) 基本財務諸表プロジェクト

投資分析において依然として伝統的な財務諸表が中核であり、IASB の取組みも伝統的な財務諸表に関連しているものの、IFRS 基準で定義されていない (Non-GAAP) 業績指標に対する投資家のニーズが変化してきており、IASB は、企業により提供される財務情報の構成を改善し、投資家が企業を比較できるようにすることが重要であると考えた。IASB は、これまでに IFRS 基準では定義されていなかった新たな利益の小計を純損益計算書に表示するこ

とを提案する予定である。また、それに加えて、企業固有の指標である経営者業績指標 (management performance measures ; MPM) の開示について関連する注記を求めることを提案する予定である。これにより、投資家による情報ニーズの変化に対応することになるとともに、Non-GAAP 指標の提供に規律を提供することになると考えられる。公開草案の公表は、2019 年末ごろを予定している¹。

(2) 経営者による説明

投資の意思決定をするために、伝統的な財務諸表においても気候変動などの企業のリスクに関する情報を取り込むことが求められるケースはあるものの、財務諸表で補足可能な情報を越えた、幅広い情報ニーズが投資家から生じていると考えている。より幅広い企業報告について様々な取り込みがなされているが、企業が世界から受ける影響に関する情報提供に関する取組みが、IASB がより大きな役割を果たすことができ、また IASB が大きな役割を果たすべきである分野であると判断している。

IASB では、これに対応するプロジェクトとして、経営者による説明の実務記述書 (米国においては一般的に「経営者による財政状態及び経営成績の検討と分析 (Management's Discussion and Analysis) 」(以下「MD&A」という。)) と呼称されているものに対するガイダンス) の改訂を行っている。これにより、企業の将来キャッシュ・フローに影響を与える可能性があるが財務諸表にはまだ反映されていない可能性のある要因 (例えば、気候変動や企業の無形資産に関連するリスク又はチャンス) が可視化されることになる。次のステップとして、実務記述書の改訂を提案する公開草案を 2020 年

に公表する予定である。

(3) IFRS 解釈指針委員会の取組み

IFRS 解釈指針委員会では、同委員会に提出された要望書に対し、基準設定が必要かどうかを検討している。既存の基準に十分な根拠がある場合には、アジェンダ決定を公表しており、このアジェンダ決定には、基準の理解と首尾一貫した IFRS の適用を促進するために、通常、既存の要求事項をどのように適用すべきかを説明している。これにより、企業にとって会計方針の変更が必要となる可能性があるが、その場合でも、IASB は、企業が即時に対応する必要はなく、会計方針の変更を行うための十分な時間 (sufficient time) が認められると想定している。

司会者を通じた質疑応答

その後の Q&A セッションでは、以下のようなコメントがあった。

●金利指標改革の取組みについて

IASB では 2 つのフェーズに分けて対応を行っており、フェーズ 1 については、2019 年 9 月に最終化した。フェーズ 1 では、ヘッジ会計に関連する論点について、予定取引の発生可能性やヘッジ関係の評価等に関する便法を設けている。フェーズ 2 では、金融商品の契約の変更があった場合の取扱いについて、条件変更として会計処理するのか、既存の金融商品の消滅の認識と新たな金融商品の認識として会計処理するのかについて議論することが予定されている。

●金融商品に対する新しい減損モデル適用の影響について

企業は、IFRS 第 9 号の適用に対し十分準備

1 IASB は 2019 年 12 月 17 日に、公開草案 (ED/2019/7) 「全般的な表示及び開示」を公表した。詳細については、本誌 85 頁の「IASB 公開草案『全般的な表示及び開示』の解説」を参照のこと。

しており、減損モデルの適用に対する影響は、予想よりも小さかったと感じている。信用リスク管理と財務報告とを連携することにより、リスク管理の改善につながっているとの利点が聞かれている。

- 2019年11月のIFRIC Updateの公表が遅れている理由について

リース期間のアジェンダ決定に関するデュー・プロセスについて意見が寄せられたため、2019年12月16日に開催されるデュー・プロセス監督委員会での審議を待つて公表する予定である。

- アジェンダ決定の「十分な時間 (sufficient time)」について

例えば、前述のリース期間に関するアジェンダ決定が12月16日以後に公表された場合、2019年12月に終了する会計年度に反映する必要はないという認識である。ウェブサイトにも、十分な時間の考え方についての説明を掲載している。

5. SECのコメントレターの傾向

(モデレーター：KPMG LLP パートナー Timothy Brown 氏、パネリスト：Gibson, Dunn & Crutcher 法律事務所 パートナー Brian Lane 氏、SEC Office Chief Joel Parker 氏、SEC Office Chief Mara Ransom 氏)

本セッションでは、SECスタッフが登録者の開示資料をレビューし、登録者にコメントレターを送付するSECのコメントレタープロセスにおいてSECが目している論点の分野が紹介され、コメントレターを受領した企業の対応に関するベスト・プラクティスに関するヒントが紹介された。

ここ数年においては、「Non-GAAP指標」とMD&Aが、SECスタッフが最も頻繁にコメントレターを送付している分野であり、2019年は、新収益認識基準に対するコメントが増加し

たことが示された。

Topic 606のような新基準を適用した後(移行年度後)に、廃止された基準書(すなわち、Topic 605「収益認識」(以下「Topic 605」という。))の会計原則を適用した結果を表示することは適切ではないとSECスタッフが考えていることが紹介された。修正遡及アプローチを使用してTopic 606を適用した企業は、移行年度においては、Topic 605からTopic 606への移行の影響を開示することが要求されるが、移行年度後に、従来の基準書に基づく数値であるNon-GAAP指標をMD&Aに含め続けることは適切ではなく、コメントレターを受け取る対象となり得ると言及された。

Topic 606の適用において、供給者と消費者が利用するプラットフォームを運営する企業が、消費者が企業の「顧客」に該当しないため、消費者へのインセンティブの支払を「顧客に支払われる対価」ではないと判断するような場合、MD&Aでの質的・量的な開示が重要であることが説明された。

Topic 606については、判断の適用が要求される分野に焦点があてられており、履行義務の識別、収益認識時点、及び本人か代理人かの判断の分野に多くのコメントレターが送付されていることが紹介された。

Topic 842に関しては、開示のレビューに関する初期段階であるものの、年次財務諸表の作成にあたっては、Topic 842の開示目的を考慮し、企業特有の開示を行うことが重要であることが言及された。

イギリスの欧州連合離脱(Brexit)、LIBORからの移行、サイバーセキュリティ・リスクのような新興の問題に関して、これらの影響が重要な場合、経営者によるリスクの評価、リスクへの対応、リスクの軽減方法、リスクに対する経営者の役割等に関する開示について検討すべきであると説明された。

最後に、コメントレーターを受領した企業におけるベスト・プラクティスに関して、指摘されたコメントに直接対応すべきこと、指摘された論点が重要ではない場合には早めに連絡すること、他の登録企業が類似の会計処理をしていることをもって、当該会計処理が認められると仮定すべきでないこと、SEC スタッフと連絡を取ることを躊躇する必要はないこと等のヒントが紹介された。

2019年12月10日(火)(第二日目)

6. FASB 議長による講演

(スピーカー: FASB 議長 Russell Golden 氏)

最初に Golden 氏の FASB 議長の任期が 2020 年 6 月末であり、本会議が Golden 氏が議長として登壇する最後の機会となることが言及された。

その後、FASB による基準開発プロセスについて説明が行われ、FASB は基準設定を行うために、(1)関係者の声を聞いて対応し、(2)リサーチを実施し、(3)質の高いコミュニケーションを行い、(4)すべての市場関係者への説明責任を果たす、という 4 つのことを継続して行っていると説明され、開発されたすべての会計基準、修正、Q&A 等は、関係者からの声への対応の結果として存在するものであると説明された。

次に、Golden 氏の残りの 7 か月間の任期中において取り組まれる FASB のプロジェクトについてこれまでの基準開発の状況が説明された。

(1) 負債と資本の区分

複雑性を軽減するために設定されたプロジェクトであり、Golden 氏の任期中での完了が望まれていることや、7 月に公表された公開草案に関して、本会議の翌日の FASB ボード会議で議論されることが紹介された。

(2) LIBOR 改革

2020 年初期に、基準書の公表が見込まれることが説明された。

(3) のれん及び識別可能な無形資産の会計処理

意見募集の公表及びその後のラウンドテーブルについて説明が行われ、2020 年の FASB 会議では興味深い議論が行われることが見込まれるとされた。

(4) 財務業績及びセグメント開示

Golden 氏の任期後も議論の継続が見込まれており、財務業績情報の分解に焦点を当て、経営者の視点で純損益計算書の費用を分解するアプローチを議論していることが説明された。

さらに、これらの基準開発活動に加えて、FASB は、すべての基準書の適用活動のモニタリングを継続することが説明された。

最後に、FASB 及び FASB スタッフ、AICPA、SEC コミッショナー及び SEC スタッフ、及びすべての関係者に対する謝意が表明された。

司会者を通じた質疑応答

その後の Q&A セッションを通じて、以下のようなコメントがなされた。

• のれんのプロジェクトについて

Golden 氏の退任前にプロジェクトの方向性が決定されることを望んでいると説明され、IASB が関係者から受け取るインプットを確認することが適切であるとの説明が行われた。

• FASB が Non-GAAP 指標に関するガイダンスを公表する予定があるか

FASB は、使用されている Non-GAAP 指標を確認することにより基準書の改善を検討することはあるが、Non-GAAP 指標を定義することは行わないと説明された。

7. FASBの会計基準設定に関するアップデート
(スピーカー：FASBのボード・メンバー兼発生問題対策委員会 (EITF) 議長 Susan Cospers 氏、FASB テクニカル・ディレクター代理 Shayne Kuhaneck 氏)

冒頭、Cospers 氏から、リース及び信用損失の適用支援に対する FASB の取組みが説明された。その後、FASB の現在のプロジェクト (短期プロジェクト及び長期プロジェクト) について説明がなされた。主な内容は、次のとおりである。

短期プロジェクト

(1) 金利指標改革

FASB は、金利指標改革から生じる混乱を軽減することを目的として、2019 年 9 月に会計基準書アップデート (Accounting Standards Update ; ASU) 案第 2019-770 号「金利指標改革 (Topic 848)」を公表した。主な提案内容は、次のとおりである。

- 契約条件が変更された場合、それが金利指標改革による直接の影響を受けるもの又は潜在的な影響を受けるものである場合、当該契約の変更を契約の消滅及び新規契約の締結ではなく、契約変更とみなすことができる。
- 金利指標改革を原因としてヘッジ関係の重要な条件が変更された場合、ヘッジ関係を継続することを認める。
- ヘッジ対象がベンチマーク金利の変動に基づく公正価値の変動リスクとして指定されている場合、特定の要件を満たせば、指定されたベンチマーク金利を他の適格なベンチマーク金利に変更することができる。
- キャッシュ・フロー・ヘッジについて、指定されたヘッジ対象のリスクが金利指標改革の影響を受けるものである場合、指定された予定取引の発生可能性を評価するにあたって、潜在的に指定されたリスクが変更される可能

性を無視し、既存のヘッジ関係を継続することができる。

(2) ヘッジ会計

FASB は、2019 年 11 月に ASU 案第 2019-790 号「ヘッジ会計の改善—デリバティブとヘッジ (Topic 815)」を公表している。これは、ヘッジ会計の簡素化を図る目的で公表した 2017 年 8 月に公表した ASU 第 2017-12 号「ヘッジ活動に関する会計処理の限定的改善」について、さらなる明確化を図ることを提案するものである。主な提案内容は、次のとおりである。

- キャッシュ・フロー・ヘッジの開始時点でヘッジ対象リスクの特定に不確実性が存在する場合、ヘッジ対象リスクの特定にあたって、企業の最善の見積りにより、ヘッジ対象予定取引にキャッシュ・フローの変動をもたらすリスクが何であるかを考慮する。また、予定取引の発生可能性の評価にあたっては、ヘッジ対象リスクを考慮しない。さらに、ヘッジ指定文書化における留意点や有効性の考え方、不確実性が解消された場合の会計処理等の明確化を図っている。
- 非金融商品の購入・売却の予定取引において、契約で特定されたリスク構成要素をヘッジ対象リスクに指定した場合の適用上の留意点を明確化している。また、非金融商品の予定取引をデリバティブとして会計処理する場合、適格なヘッジ対象となる場合のガイダンスを追加している。

(3) 負債と資本の区分

金融商品の負債又は資本の区分は企業にとって負担であり、複雑であるために財務諸表の修正の原因となっている。FASB は、2019 年 7 月 31 日に ASU 案第 2019-730 号「負債—転換権その他のオプション付き負債 (Subtopic

470-20) 並びにデリバティブ及びヘッジ会計—自己の株式に関する契約 (Subtopic 815-40) —「転換可能金融商品及び自己の株式に関する契約の会計処理」を公表した。主な提案内容は、次のとおりである。

- 転換権が付された債券や優先株式について、条件により適用される会計モデルが異なっているが、これらを統合整理する。また、転換権の区分処理が要求されるケースを限定する。
- 自己の株式に関する契約について、デリバティブとしての会計処理から除外されるか否かの判断基準を簡素化する。また、判定の再評価において、特定の事象が発生した場合にのみ再評価するように変更する。

長期プロジェクト

長期プロジェクトとして、セグメント情報に関するガイダンスの改善可能性についてリサーチを行っている。また、財務業績報告に関するプロジェクトの一環として、損益計算書又は注記における費用の分解表示の方法についてリサーチを行っている。費用項目の分解については、企業が内部的に管理している方法を反映する「内部視点 (internal view)」によるアプローチを模索しており、市場関係者からの

フィードバックを受けている。セグメントと財務業績報告プロジェクトは関連しており、あわせて検討すべきか否かも考慮している。

また、のれんの会計処理の改善について、市場関係者の関心の高さを感じている。市場関係者の見解は様々であり、引き続き検討を続けていく。

Ⅲ. 終わりに

本年次全国大会では、高品質な財務報告を提供するために、関係者 (規制当局、会計基準設定主体、財務諸表作成者、監査人) と市場関係者とのコミュニケーションの重要性に焦点が当てられている印象を受けた。

本会議を通じて取り上げられた議論としては、(1)主要な新基準 (収益認識、リース、信用損失) の適用、(2)金利指標改革、暗号資産、サイバーセキュリティ、Brexit 等の新たな課題、(3)監査上の重要な事項 (Critical Audit Matters : CAM) の導入及び(4)監査の品質及び監査人の独立性が挙げられる。また、多くのセッションにおいて、新たなテクノロジーが会計及び監査に与える影響について議論が行われていた。